

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

主催	加古川市 家庭支援課
日時	—
場所	—
内容	<p>以下のとおり子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。</p> <p>【対象者】18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する下記の対象者①又は②に該当する子育て世帯</p> <p>対象者①：次のア～ウのいずれかに該当する低所得のひとり親世帯等</p> <p>ア. 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている</p> <p>イ. 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない ※令和元年中の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準にある場合に限る。</p> <p>ウ. 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている</p> <p>【申請】ア：不要 イ及びウ：必要</p> <p>【申請受付期間】令和3年5月6日～令和4年2月28日</p> <p>【支給額】児童一人当たり一律5万円</p> <p>【支給予定日】令和3年5月中旬以降</p> <p>対象者②：対象者①以外の住民税非課税世帯</p> <p>【申請】必要</p> <p>【申請受付期間】※</p> <p>【支給額】児童一人当たり一律5万円</p> <p>【支給予定日】※</p> <p>※詳細は国による制度設計が整い次第、改めて広報・周知を行います。</p>
対象（参加者）	約4,300世帯
定員	—
参加費	—
申込先・方法	加古川市 家庭支援課 手当給付係 窓口又は郵送

目的・背景 その他	<p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。</p> <p>対象は約4,300世帯、児童数約6,800人を見込み、事業費は約3億6千万円。財源には、全額国庫補助金（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）を充てる。</p>
--------------	--

市ホームページ	掲載済み	掲載予定（5月1日）	掲載しない
広報かがわ	5月号に掲載	6月号に掲載予定	掲載しない



問合せ先

加古川市 家庭支援課 手当給付係（担当：川原・佐野）
☎079-427-9212（内線2873）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する。

(1) 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
② ①以外の住民税非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）

※②の対象となる児童の範囲は①と同じ

（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

(3) 実施主体

ひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村
その他子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

(5) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：迅速な支給を実現する観点から、まずは、児童扶養手当受給者について、支給情報をもとに（申請不要）、可能な限り早期に支給

※ 直近で収入が減少した世帯等についても、申請に基づき支給

- ② その他低所得の子育て世帯：今後、具体的な制度設計を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り早期に、申請に基づき支給

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。
※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対しては、別途、支給を実施する方策を検討中。

1. 対象者

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③ 令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

3. 実施主体

都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村

4. 費用

全額国庫負担（10/10）
※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分との合計）

2,175億円（事業費1,895億円、事務費280億円）
※令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

6. スケジュール

- ①の対象者には可能な限り5月までに支給（申請不要）
- ②・③の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）